若者世代の交流促進のためのシティプロモーション事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

１　業務の概要

（１）業務名

若者世代の交流促進のためのシティプロモーション事業業務委託

（２）業務の目的

本市は、令和２年３月に四日市市総合計画を新たに策定し、文化・スポーツ・観光分野の基本的政策として「交流を生み出す新たな四日市流都市型観光」の実現を掲げ、最先端の技術を活用したイベント・競技の開催や情報発信など、若者世代が楽しさや新しさを体験できるまちを目指すとしている。

ついては、若者世代が楽しさや新しさを体験することで、若者世代を中心に本市に愛着と誇りを持ち、また交流人口を増加させることのできるシティプロモーション事業を実施することを目的とする。

（３）業務内容

別添「若者世代の交流促進のためのシティプロモーション事業業務委託　仕様書」のとおり

（４）業務期間

契約の日から令和８年３月２１日まで

２　委託料（見積り限度額）

３，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

３　実施形式

公募型プロポーザル方式

４　参加資格

プロポーザルに参加する者（以下、「応募者」という。）は、次に掲げる事項の全ての条件を満たすものとする。

①四日市市入札参加資格者名簿のうち「広告（イベント企画・運営）」に登録されている者。（プロポーザル実施公表の日において、未登録または登録業種が異なる場合は、参加申し込みの前日までに三重県市町総合事務組合へ登録の申請をし、手続きを済ませること。）

②プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成２１年６月１日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

③地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

④入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

５　募集方法

ホームページ上で募集要項等を公表する。

６　契約までのスケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和７年４月１日 | （火） | 募集要項の公表 |
| 令和７年４月１1日 | （金） | 参加意向申出書の提出期限及び  質問受付期限 |
| 令和７年４月１6日 | （水） | 参加資格審査結果の通知、質問回答 |
| 令和７年４月３０日 | （水） | 企画提案書の提出期限 |
| 令和７年５月中旬 | 未定 | プレゼンテーション、ヒアリング審査  ※詳細については上記、参加資格審査結果の通知時に案内 |
| 令和７年５月中旬（予定） | 未定 | 審査結果公表 |
| 令和７年５月中旬（予定） | 未定 | 契約の締結 |

その後、打合せを実施し契約締結を行う。

※説明会は開催しない。

※オンラインによるプレゼンテーション及びヒアリングの実施となる場合がある。　審査の詳細については、応募者個別に通知する。

７　質疑・回答

質問は、原則電子メール（任意様式　Ｗｏｒｄ形式）により受け付ける。回答は電子メールにより、全ての質疑を全応募者に対して通知する。

８　参加申込・資格審査

様式１「参加意向申出書」（4ページ参照）を持参又は郵送により提出する。参加資格審査結果は、各応募者へ様式２「参加資格審査結果通知書」（5ページ参照）にて郵送により通知する。

９　企画提案書の提出

企画提案書は「企画提案書作成要領」（別紙参照）を参照の上、一括して持参又は郵送により、電子データ1部、紙媒体８部(正副の区別なし）を提出する。分割提出は認めない。

１０　書類提出方法

参加意向申出書、企画提案書とも、持参または郵便にて下記に提出する。

〒５１０－８６０１　三重県四日市市諏訪町１番５号

四日市市役所９階　シティプロモーション部観光交流課

※郵便の場合は簡易書留とし、いずれも締切当日の午後５時１５分必着とする。

１１　審査方法

別紙「審査要項」参照

１２　審査結果

審査終了後、市のホームページ上に参加者名及び候補者名を公表するとともに、各応募者へ様式３「プロポーザル審査結果通知書」（6ページ参照）にて郵送により通知する。

１３　提出書類の取り扱い

（１）提出書類は応募者へ返還しない。

（２）提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、法令等に基づき、応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。

１４　問い合わせ

四日市市　シティプロモーション部　観光交流課

ＴＥＬ：０５９－３５４－８２８６

ＦＡＸ：０５９－３５４－８３１５

電子メール：kankou@city.yokkaichi.mie.jp（送受信を電話で確認すること）

１５　その他

（１）プロポーザルに要する経費は応募者の負担とする。

（２）応募を取り下げる場合は、速やかに文書にて連絡すること。

（３）次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

　・　定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合

　・　提案内容に虚偽がある場合

　・　応募者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合